

# 1 基準概要

これまで、勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要としておりましたが、今後は、これらに加え、以下の交替運転者の配置基準も遵守する必要があります。

## これまで

## 「交替運転者の配置基準」

勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要

- (イ) 拘束時間が16時間を超える場合
- (ロ) 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合
- (ハ) 連続運転時間が4時間を超える場合

※上記の基準は、今後も引き続き適用されます

今後これらに加えて

## 高速乗合バスの交替運転者の配置基準（平成25年8月1日より適用）

1日

		昼間 <sup>2.(1)</sup>	夜間 <sup>2.(1)</sup>	1日
運転時間 <sup>4.</sup>		原則一運行9時間まで <sup>4.(2)</sup> 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超が可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度)	原則一運行9時間まで <sup>4.(2)</sup> 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超が可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度)	原則1日9時間まで <sup>4.(2)</sup> 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超が可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度)
実車距離 <sup>3.</sup>	ワンマン運行の上限	原則一運行500kmまで <sup>3.(2)</sup> 【以下の条件を満たした場合】 昼間は600kmまで ○条件 ・運行前に11時間以上の休息又は運行途中に1時間以上の休憩(1回20分以上で分割可) <sup>3.(2)2</sup> ・乗務中の体調報告 <sup>7.(1)</sup>	原則一運行400kmまで <sup>3.(3)</sup> 【以下の条件を満たした場合】 夜間は500kmまで ○条件 ・運行前11時間の休息を確保又は実車距離100kmから400kmまでの間に仮眠施設において連続1時間以上の仮眠休息を確保 <sup>3.(3)2又は3.(3)3</sup> ・運行計画上、実車4時間ごと*に40分以上の休息を確保 <sup>5.(4)1</sup> ・乗務中の体調報告 <sup>7.(1)</sup> ・デジタコによる運行管理 <sup>7.(2)</sup>	1日に2つ以上の運行に乗務する場合の合計は <sup>3.(4)</sup> (注意:この時、運行と運行の間に連続1時間以上の休息を入れなければ、別運行とは見なさない。一方、1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に乗務する場合には、連続1時間以上の休息を挟んでいても1つの夜間ワンマン運行とみなす。) 600kmまで 【以下の条件を満たした場合】 貸切委託運行を除き、週3回まで600km超が可 ○条件 ・複数の運行のそれぞれの実車距離は、「一運行の実車距離」の範囲内。 ・乗務中の体調報告 <sup>7.(1)</sup> ・デジタコによる運行管理 <sup>7.(2)</sup>
連続乗務回数 <sup>6.</sup>		—	連続4夜まで <sup>6.(2)</sup> (実車距離400km超は連続2夜まで)	—
連続運転時間 <sup>5.</sup>		高速道路の実車運行区間で概ね2時間まで* <sup>5.(2)1~2</sup>	高速道路の実車運行区間で概ね2時間まで* <sup>5.(2)</sup>	—
休憩時間 <sup>5.</sup>		運転時間4時間毎に合計30分以上 <sup>5.(3)</sup> (実車距離500km超は運行途中に合計1時間以上(1回20分以上で分割可)) <sup>3.(2)2 5.(5)</sup>	実車運転4時間毎*に合計30分以上 <sup>5.(4)</sup> (実車距離400km超は実車運転概ね4時間毎*に合計40分以上)	—

\*…運行の計画がなされていることを求めるもの。

No. …箱内の数字は本解説書における記載箇所を指す。